会議等結果報告書	
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議 文書番号
五贼匹刀	安·
名 称	平成22年度第1回都市計画審議会
日時	平成22年11月26日 午前・午後 3時00分~4時30分
場所	上富良野町役場審議室
│ 出席者 │	審議委員 奥田会長 温泉副会長 仙波委員 中瀬委員 岩崎委員 事務局 北向建設水道課長 松本技術審査担当課長 角波主幹
	1. かみふらの景観づくり計画策定に関する意見について (諮問) 会長 町長からの諮問がありました上宮良野町の景観づくり計画策定にできまして、担当者から景観づくり計画策定の説明を聞き、委員皆様の意見を活発に出していただきますよう宜しくお願いします。 建設水道課長 かみふらの景観づくり計画策定にかんする諮問内容について、先日お配りした資料に基づいて説明いたします。 景観行政いわゆる、素晴らしい眺め、景色を上宮良野独自のものを守り、つくり育ててゆく、そして後世に残してゆくことで、平成16年に景観づくり条例が制定されましたが、この条例は、理念的なもので規制等を定めていない条例となっています。法律に合わせて規制措置を可独自の考え方で作成していくためには、北海道から知事同意得て景観団体になる必要があります。 景観行政事務移行予定スケジュールを資料に基づき説明いたします。このため、9月に景観づくり計画を策定(素案)しパブリックコメントを行い、条例改正上程議決を得ました。 10月に景観行政団体に係る知事協議を行い、景観計画査定(案)について景観づくり推進会議に諮問しました。 11月に景観行政団体協議に係る知事同意を得ました。また景観づくり推進会議がら景観計画(正案)答申があり、とくに意見はありませんでした。本日答申を得て、景観計画の縦覧・告示を行い、来年の1月から3月に町民への公報掲載を行う予定であります。 景観行政団体になる日・景観計画、新条例の施行・景観行政団体事務の開始、行為の届けの開始は、平成23年4月1日となる予定であります。 以上予定スケジュールについて説明しました。引き続き計画内容について説明しました。引き続き計画内容について説明しました。引き続き計画内容について説明しました。引き続き計画内容について説明しました。 引き続き計画内容について説明いたします。 3 Pの図で説明しますと、遠景として十勝岳等の山々が、中景として農地の景観、そして近景には建物道路がありパノラマ的な景観が上富良野町の特徴であります。4 Pの2-1上富良野の景観の目指すべき方向は、上宮良野町なちではの十勝岳連

峰を中心とした景観づくりを基本としています。

2-2では、共通する基本的な考え方の詳細を記載しています。

3-1では、景観特性パターンの分類については、何処から見ても良い景観ということは、難しい面もありますので、特徴的なものを守り育てていくため、ABCDの4つに分類しました。6ページから10ページまでは、パターンごとの基本的な考え方を示しています。

とくに都市計画と競合しているパターンは、Cの市街地景観であります。

現在町で計画している上富良野町都市計画マスタープランも視野にいれ作成しています。

P14からは、具体的に景観行政を執行していかを記載しています 上富良野町全域を景観計画区域にします。

P15については、景観行政事務のおもなメイン事務が景観づくりそして保護を後世に残すための手段として届出制度によって支障となる行為を制御する目的であります。

届出手続きのフローが記載しています。現在は、北海道全域の一地区として扱われていますので届出先は、北海道上川総合振興局となっていますが、町が事務をはじめますと届け出先が町となります。

P16には、届出が対象となる行為が記載されています。北海道の届出の対象行為より若干厳しくなっています。

北海道は、景観行政団体である市町村を除く北海道全域をおしなべて平均的 北海道の届出の対象となる行為で建築物の場合高さ13m建築面積2000㎡となっていますが、上富良野町では、町の特徴である十勝岳等の山々の景観をまもるため建築物の高さ10m建築面積1000㎡と定めます。

P17には、景観形成の基準を定めていますのでこれに抵触しないように指導をします。

P18からP20には、上富良野町の主要な景観を示しています。

P21からP31には、P17の景観形成基準の具体的な事例を、解りやすく説明しています。

P32の景観づくり重点地区又は重点路線の指定方針につきましては、改正前の条例を引き継いでいます。

P33には、指定を行う場合、検討できる案として4地区を示しています。

P35には、景観重要建造物・景観重要樹木の指定について定めています。現在町で指定を予定している建造物等はありませんが、町民から指定の提案があれば、計画に基づき指定検討を行ってします。

P36は、屋外広告物の表示等の制限について定めていますが、現在は北海道屋外 広告物条例に基づき、北海道と協力しながら監視などを行っていきます。

つぎに、景観協定の活用は、法律で定めています。

P37は、日本国自体も観光立国をめざすという方針から、景観農業振興地域整備 計画を定めています。

P37の下段には、花をつかったまちづくりとして位置づけを定めています。

P38は、隠れた景観ポイントとして 観光協会が指定したかみふらの八景等の認 定を考えています。

P39は、景観づくり推進会議があり、この会議が町民・事業者・行政の仲立ちとなり、景観づくりのありかたや届出行為に対する助言などについて検討・協議を行い、 上富良野町全体の景観づくりを牽引することを目指します。

以上資料での説明を終わります。

今日特に意見の頂きたいのは、景観パターンC:市街地景観の都市計画審議会が所轄するエリアについてです。

またあわせて答申書案についても意見をいただきたいので、宜しくお願いします。

**会長** 都市計画審議会としては、都市計画区域内での視点場からの素晴らしい眺望または、街並を形成維持するのに必要な計画だと思います。

**建設水道課長** 届けでの対象となる建築物については、高さが10m以上となっているので、審査・制御できると思っています。

**会長** 景観行政団体にならなければ、規制措置とれないのか?また現在はどのようになっているのか。

**建設水道課長** 現在は、北海道のエリアに入って、届けでの対象となる建築物は、高さが 1.3 m以上建築面積が 2,0.0 0 m² となっていてそれ以下は、届出がなされないのが実情です。

届出制度は、申請して許可がでるという制度でなく届けを提出した後から30日たてば北海道から協議などなければ自動的に許可になります。

会長 景観行政団体になれば、規制が出来る問うことなのか。

建設水道課長 はい規制が出来ます。

北海道では、全道的に平均的な基準しか出来ないのが現状であります。

P16で記載の通り上富良野町の計画では、土地の開墾、土砂の採掘等土地の面積が3,000㎡を超えるものまた堆積物の高さが3mを超えるものも届けの対象としています。これらは、上富良野町独自のものです。

**会長** 委員のかたで、意見がありましたらお願いします。

岩崎委員 わかりやすく言えば、4階建の建築物は、届出が必要ということですか。

建設水道課長 煙突も含まれますので、3階建で届が必要となります。

また公の施設も届けが必要となります。

**会長** 明らかに10 m以上、1,000 mの建築物で景観に支障のあるものは、どうするのか。

**建設水道課長** 手法を変えるか場所を変えていただくようお願いするようになります。

会長 景観協定が認可された場合それに伴う費用等補助が町から受けられるのか。

**建設水道課長** P40の支援方針の通り技術的な支援や経費の一部負担の助成内容が示されています。

会長 委員のかたで、意見がありましたらお願いします。

温泉委員 複雑なもの・はでな色も対象となるのか

建設水道課長 P26に色の表示方法が定めていて、彩度は7以下となっています。

会長 答申内容については、案の通りでよろしいですか。

**岩石委員** 説明いただいて、法に則して整備がなされているのでよろしいと思います。 **他委員** よろしいです。

2. その他

角波主幹 資料に基づき日の出公園再生計画・島津公園大型遊具整備事業ついて経過報告を行いました。

会長 日の出公園の南斜面をブルで整地した後の計画内容を教えてほしい。

**角波主幹** ラベンダーの植栽はやめて牧草地にするように計画している。

**中瀬委員** 日の出公園フラワーゾーン再生プロジェクトチームの構成員をおしていただきたい。

角波主幹 事務局は、役場 観光協会 商工会 振興公社 フラワマスターが4人です。 中瀬委員 日の出公園フラワーゾーン再生プロジェクトチームの計画でこれらを実施し ているのか。

角波主幹 花だけではなく駐車場及び進入路を含め計画を作成したい。

技術審査担当課長 資料にもとづき見晴台公園改善計画について説明した。

**中瀬委員** かなりの事業費が投入されているので、町民が納得の行く施設を計画してほ しい。

技術審査担当課長 資料に基づき道道吹上上富良野線栄町地区歩道改良・街路灯整備・ 上富良野駅跨線橋改修事業について説明しました。

技術審査担当課長 全般に意見がありましたらお願いします。

会長の挨拶で散会。